

広島県教育委員会訓令第五号

本 庁

地 方 機 関

県 立 学 校

学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程（昭和三十七年広島県教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「次の区分に従い、その区分に定める者」を「当該公印管守課等の長」に、「責」を「責め」に改め、同条各号を削る。

第十条第一項を次のように改める。

文書（文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた文書を除く。）に公印を押印するときは、当該文書に決裁文書を添えて、公印管守課等の長又は公印管守課等の長が定める者（次項において「公印管守課等の長等」という。）に提示しなければならぬ。

第十条第二項中「公印管守課等の長又は当直員」を「公印管守課等の長等」に、「適法」を「適正」に改め、同条に次の二項を加える。

3 本庁、地方機関及び学校以外の教育機関にあつては、文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた文書に公印を押印するときは、当該文書を公印管守課等（学校を除く。次項において同じ。）の長又は当該公印管守課等の長が定める者（次項において「学校以外の公印管守課等の長等」という。）に提示し、審査を受けなければならない。

4 学校以外の公印管守課等の長等は、前項の審査において適正と認めるときは、公印を使用させるものとする。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。